

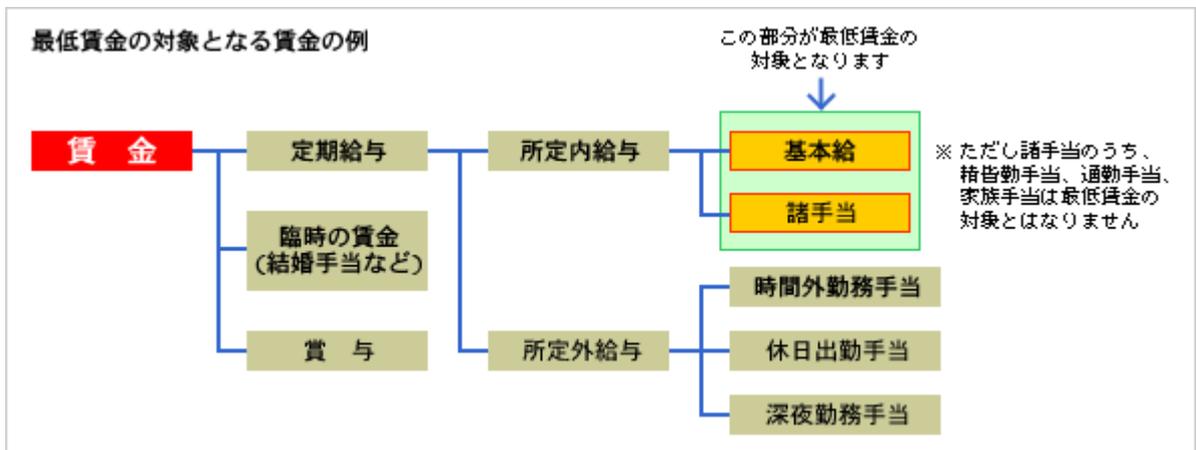
平成30年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	835	810	平成30年10月1日
青森	762	738	平成30年10月4日
岩手	762	738	平成30年10月1日
宮城	798	772	平成30年10月1日
秋田	762	738	平成30年10月1日
山形	763	739	平成30年10月1日
福島	772	748	平成30年10月1日
茨城	822	796	平成30年10月1日
栃木	826	800	平成30年10月1日
群馬	809	783	平成30年10月6日
埼玉	898	871	平成30年10月1日
千葉	895	868	平成30年10月1日
東京	985	958	平成30年10月1日
神奈川	983	956	平成30年10月1日
新潟	803	778	平成30年10月1日
富山	821	795	平成30年10月1日
石川	806	781	平成30年10月1日
福井	803	778	平成30年10月1日
山梨	810	784	平成30年10月3日
長野	821	795	平成30年10月1日
岐阜	825	800	平成30年10月1日
静岡	858	832	平成30年10月3日
愛知	898	871	平成30年10月1日
三重	846	820	平成30年10月1日
滋賀	839	813	平成30年10月1日
京都	882	856	平成30年10月1日
大阪	936	909	平成30年10月1日
兵庫	871	844	平成30年10月1日
奈良	811	786	平成30年10月4日
和歌山	803	777	平成30年10月1日
鳥取	762	738	平成30年10月5日
島根	764	740	平成30年10月1日
岡山	807	781	平成30年10月3日
広島	844	818	平成30年10月1日
山口	802	777	平成30年10月1日
徳島	766	740	平成30年10月1日
香川	792	766	平成30年10月1日
愛媛	764	739	平成30年10月1日
高知	762	737	平成30年10月5日
福岡	814	789	平成30年10月1日
佐賀	762	737	平成30年10月4日
長崎	762	737	平成30年10月6日
熊本	762	737	平成30年10月1日
大分	762	737	平成30年10月1日
宮崎	762	737	平成30年10月5日
鹿児島	761	737	平成30年10月1日
沖縄	762	737	平成30年10月3日
全国加重平均額	874	848	—

(Q. 最低賃金はどのような賃金を対象としているのか?)

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



(Q. 最低賃金額以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのか?)

地域別最低賃金については、平成 14 年度改正時から時間額のみでの表示となりましたが、特定最低賃金については日額と時間額の両方で定められています。

このため、特定最低賃金が適用される労働者については、従前どおり特定最低賃金の時間額は時間給制の労働者に、特定最低賃金の日額は時間給制以外の労働者に、それぞれ適用されます。実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには

Q. 最低賃金はどのような賃金を対象としているのか? に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

○給料の支払われ方

①時間給の場合

- ◇地域別最低賃金の場合 ◇時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
(特定最低賃金適用の場合には、特定最低賃金の時間額と比較してください)

②日給の場合

- ◇地域別最低賃金の場合 ◇日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金(時間額)
(特定最低賃金適用の場合には、特定最低賃金の時間額と比較してください)

③①、②以外 週給・月給等の場合

◇地域別最低賃金の場合 ◇賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。(換算方法は次の計算例を参照)

◇特定最低賃金適用の場合 ◇賃金額と最低賃金の日額のそれぞれを時間当たりの金額に換算して比較します。

<比較例>

<例1> ※奈良県最低賃金は、時間額 811 円とします。

奈良県で働く月給制の労働者 A さんは、●年間所定労働日数 255 日●基本給 130,000 円(月給)●毎日の所定労働時間は 8 時間で働いています。

◇月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

(月給額×12 か月) / (年間所定労働時間) ≥ 最低賃金額 (時間額)

A さんの場合、上の計算式に当てはめると、

$(130,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) / (255 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) \approx 765 \text{ 円} < \underline{811 \text{ 円}}$

※この場合は、最低賃金を下回っています。

<例2> ※奈良県最低賃金は、時間額 811 円とします。

奈良県で働く歩合給制の労働者 B さんは、●〇月の所定労働日数 21 日●基本給 147,000 (歩合給)●残業手当 7,400 円(割増分のみ)●毎日の所定労働時間は 8 時間、毎日の残業時間 2 時間で働いています。

◇歩合給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

(基本給) / (〇月の総労働時間) ≥ 最低賃金額 (時間額)

(※基本給には残業時の基本部分が含まれています。)

B さんの場合、上計算式に当てはめると、

$(147,000 \text{ 円}) / ((8 \text{ 時間} + 2 \text{ 時間}) \times 21 \text{ 日}) \approx 700 \text{ 円} < \underline{811 \text{ 円}}$

※この場合は、最低賃金を下回っています。

(注意)

地域別最低賃金については、平成 14 年度の改正時から日額が廃止され、時間額のみとなりました。これにより、最低賃金額との比較方法が変わる場合がありますので、時間給制以外の場合は、上記に照らして今一度ご確認ください。